

## 標準利用期間を超える更新決定の取扱いについて

現在徳島市では、就労移行支援を標準利用期間を超えて利用したにも関わらず、一般就職に結びつかない事例や、さらに就労継続支援B型にサービス変更を行う事例が多く見られます。

事業所の方々には、標準利用期間を超えての更新申請について、利用者の評価を専門的な視点から総合的に行い、必要性を十分に考慮したうえでの申請をお願いいたします。

### 1 標準利用期間について

○ 障害福祉サービス事業のうち、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援事業については、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されています。

自立訓練（機能訓練）	<b>1年6ヶ月間</b>
自立訓練（生活訓練）	<b>2年間</b> （長期入院（概ね1年））又は施設入所していた方については3年）
就労移行支援	<b>2年間</b> （あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得と目的とする養成施設を利用する場合は3年間又は5年間）

○ 利用者のサービスの利用については、原則、上記の標準利用期間内となります。

○ ただし、標準利用期間では、十分な成果が得られず、かつ引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合に限り、標準利用期間を超えて最大1年間の更新（原則1回）をすることができることになっています。

### 2 標準利用期間を超えてサービス提供が必要な場合

○ 更新の理由が、「日中に通所する場所が必要」「利用者相互のかかわりが必要」といった日中活動サービス全般に共通するような理由ではなく、当該サービスを継続して受けなければならない固有の理由が必要となります。

自立訓練（機能訓練）	リハビリや各種療法を実施しており、さらに継続する必要があること。地域・在宅生活に向けて、具体的な調整や支援が必要であること。
自立訓練（生活訓練）	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること、もしくは現在訓練中でさらに継続が認められること。
就労移行支援	更新時点で、一般就労への具体的な見通しがあること。 （採用が内定している、現在、職場実習中である、今後具体的な職場実習の予定があるなど）

○ なお、既に一般就労している方で短時間就労等の理由により、上記のサービスを利用している場合は、標準利用期間を超える更新はできません。

### 3 更新期間

○ 更新の必要性が審査会にて認められた場合、更新期間は1年間となります。なお、更新は原則1回限りです。

### 4 記載上の注意点

#### **(再更新を行う必要性の有無)**

・ そのサービスを引き続き継続することの必要性について該当するものに○を付けてください。通所先が必要等といった日中活動サービス全般に係る必要性は認められません。

#### **(現在までの課題・目標、支援内容、達成度等について)**

- ・ 契約してから現在までの支援においての設定した課題・目標。それに対する支援内容及び達成度・残った課題など、経過についての概要を具体的に記載してください。
- ・ 就労移行支援事業所においては、上記に加え（別紙1）に職場実習の実習先、実施期間、職業安定所（ハローワーク）での求職登録等について具体的に記録してください。

#### **(標準利用期間を終えて残った課題)**

- ・ 前記の支援経過を踏まえて残った課題を具体的に記載してください。

#### **(課題改善のための支援スケジュール・見通し・具体的方策)**

- ・ 更新後の具体的な支援スケジュール、見通し・その具体的方策について記載してください。就労移行支援は、具体的な就労までにいたるスケジュールを、自立訓練は訓練終了後の生活を見据えたスケジュールを記載してください。

#### **(添付書類)**

##### **(1) 更新後の個別支援計画（案）**

- ・ 更新した場合の個別支援計画（案）を添付してください。様式は事業所の作成している任意の様式で結構です。

##### **(2) 医師の意見書（自立訓練（機能訓練）のみ）**

- ・ 更新後も、リハビリや機能訓練の継続の必要性がある場合は、医師の意見書を添付してください。

#### **(受給者確認欄)**

- ・ アセスメントシートは事業所に作成していただくものですが、支給期間の更新決定は受給者に対して行うものですので、記載内容について受給者の方に説明をいただき、また、受給者の方もサービス継続を希望する旨の署名（記名押印）をもらってください